

「65歳定年制の実現を求める」 申4号 申し入れを提出!

人事賃金制度の見直しで確認した

「60歳以上の雇用条件に係る了解事項」

の具体化に向けてたたかいがスタート!!

本日、本部は申4号「65歳定年制の実現を求める」申し入れを行いました。

世代交代が加速する中で、JR東日本労使はこの間、新たな雇用制度として2008年度から「エルダー社員制度」を実施し、再雇用を希望する社員全員をエルダー社員として採用しています。エルダー社員は、長年の経験をいかし技術継承することを通じて現場力を高めています。一方で、JR東日本の財産とも言うべきエルダー社員の退職が後を絶たないことも事実です。

また、日本の現行の年金制度では、老齢厚生年金（報酬比例部分）が2013年度から段階的に引き上げられ、2021年度以降は65歳になるまで年金は支給されなくなります。

JR東労組は、人事賃金制度の見直しの中で「60歳以上の雇用条件に係る了解事項」を確認し、速やかに定年延長についていくことを確認しています。

定年年齢と年金支給に空白が存在してはなりません。本部は要求実現に向けて交渉を行っていきます。

要求提出!

～ 申し入れ項目 ～



1. 定年年齢を60歳から65歳にすること。

要求実現に向け、職場からたたかおう!